三　その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第十条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額を含み、財政投融資資金を受け入れているときはその受入れに係る目的及び金額を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）

四　支払基金が対処すべき課題（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係るものに限る。）

（決算報告書）

第十三条　法第三十条第二項の決算報告書は、収入支出決算書とする。

２　前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

（収入支出決算書）

第十四条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる収入に関する事項

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　次に掲げる支出に関する事項

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（附属明細書）

第十五条　法第三十条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ　引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ロ　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細

二　次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ　国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ　役員及び職員の給与費の明細

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

（閲覧期間）

第十六条　法第三十条第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

（短期借入金の認可）

第十七条　支払基金は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する経費に充てるため、法第三十二条第一項の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他必要な事項

（会計規程）

第十八条　支払基金は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

２　支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

３　支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（予算総則及び附属明細書の特例）

第二条　平成二十四年度から平成二十八年度までの間、第四条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金の借入れの限度額」と、第十五条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金の明細（借入先並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）」とする。

（長期借入金の認可）

第三条　支払基金は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する経費に充てるため、法附則第四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他必要な事項